

どて、辛ふじて先方へ越した。他の者は自分の行爲にならふ事を止むを得ずして爲した。

此岩石の所迄は、地下の泥に人の足跡が印せられてあつたが、夫れより先方には、其の形跡なく、全く先人未開の秘庫であつた。

提灯の火が消へずに、よく燃へて居るに安心して、一同は提灯をかざして、注意深く奥深く進んだが、何等の奇もなかつた。言語を發すれば、夫れが無數に反響して、先方に方り聲のみの喧噪せる別の世界がある様に思はれ、かの地獄なごの創作は、斯る實感を多分に取入れてあるのかと思はれた。

アーチは段々小さくなつて、單線のトンネル位のものになつた時、一段高き、小座敷のようなものがあつた、其段を成して居るのは、熔岩の瀧が固まつたのである、入口は辛ふじて一人を通ずる丈であつた、其所が穴の行詰りで此處まで約二町餘であつた。

一同は引返して穴を出て、明るき世界を見た時にまぶしき變な表情をして居た。穴に這入つた時から、四五日を経

過した様の氣持であつた。

此の探險は何等の收穫もなくして了つた。

窟内の温度は、外部と一度位の差で、且つ濕氣多きため、靈種貯蔵には不適當であつた。

蝙蝠も盲蝮も大蛇も、何物をも發見しなかつた。

唯「神秘」を「平凡」にこき下ろして、島民の恐怖心を一掃した事、島司の勇名(?)を噴々たらしめたのみである。

後で聞いた事であるが、小生に隨行を命ぜられたる、朝鮮巡查の家族は、可愛想に夫や息子の無事の貌を見るときは、一心に鬼神に祈願して居つた云ふ事である。

その當座は、自分は無邪氣に、小供らしく、彼の富士の裾野の洞穴に入つた仁田四郎、自分と比べて、獨り喜んで居た。

二三日経つて、悔悟と反省の念が起つた。夫れは餘計な仕事をした。爲さずもがなのことを爲した。爲すべからざる破壊を敢てした。云ふ事であつた。

俺は何云ふ空虚な單純な頭であらう、一方から神秘を打ちこはす世の科學者云ふ者の頭のように。

月刊報

歴史民俗研究雑誌

昭和三年

京城南嶽社

鬱陵島紀事

一 其の名稱

山陰隱岐の島より北西約百四十哩、江原道野珍より東約八十哩の地點碧波飄蕩せる日本海の中に、孤影卓然屹立せる周圍十八哩の小島、其の名は鬱陵島である。

此の島は、古代于山國ウツヤマと稱へた、古への國ウツ云ふ字は、現在の部落ウツ同意義を有するを以て、素より國王なごの有る筈なく、一人の土酋により治められて居たのである。日本の上古、宗像三神の留まりしウツ云ふ、ウサ島を以て本島に充つる好事家あれど、夫れは牽強附會の説ウツ思はるゝが、上古、日韓海路交通者の目標として、標高三千尺の火山岩より成れる、ナルコール山、則ち聖人峰の仙容は、舟人の心を強ふして、或る時は又た避難地として、如何に彼等があこがれの的となつた事であらう！神代以降、膽平の

如き海の日本人が、葦の如き小舟に帆を張り、狂瀾怒濤を物ともせず、此の島影を横に眺めて、航行したかにも想到するにき、吾人祖先二千年前の雄姿を發露するものがある。

此の島は種々の名稱を有する。朝鮮の方では勿陵、蔚陵、鬱陵、武陵、芋陵、羽溪等と呼ばひ、又た日本の方では、松島、磯竹島、竹島とも呼んだ。

『三國史記』には于山國來降すウツある所より見れば、他の稱へは其以後の命名と思惟せらるゝ、一體に朝鮮の土地には、昔より夫々固有のカラーを持つた、意味ある地名があつた、其の名が夷臭を帯べるものにして、之れを嫌ひ、全國の地名を支那かぶれの名に變更したのは、新羅の景德王であり、又土地に別名の雅號を付けたのは、高麗の成宗王であるから右の名稱は其の時代に附けられ結局現在の名の鬱陵島となつたものと思ふ、又日本の方では、元々本島を

竹島或は磯竹島と稱した、而して本島の東南約五十五哩に在るソランコーナド (Jinnount) を松島と稱して居たが、

夫れを混同するものも有りしを見へ、海軍の海圖には本島を松島とし、爾來海の方面では松島で通ふつて居る、西洋人は之を (Dagob) と呼んで居るが、其語源は判らぬ。

二 新羅と于山國

『三國史記』には……新羅智證王五十二年、于山國來降す……あり、『三國遺事』には……智哲老王の條に、于陵島の島夷が險を持んで王命に服せず、王は伊喲朴伊宗を遣はし征伐せしめた。朴は艦上に、獅子の木形を造り、降らざれば此の怪獸を放つべしと、脅して遂に降した……ある。萬機要覽』には、新羅が此の島を取つて後、其の住民を刷出して、無人島にした。恐らく倭を導いて、寇を爲した爲であらう……と書いてある。

日本の古書には、神代の天の一目の命の居つた處だとし、又後世同島に渡つた所、巨大な一つ目の鬼が居つて逃げ歸つた事が記されてある。此島と日本との關係は

随分古いものである。

三 高麗朝と于陵

『高麗史』に太祖十三年、芋陵島は白吉土豆 (豆は頭のこ) を遣はして土物を獻す。白吉を拜して正位土豆と名す、……とある。

其後、顯宗の朝に、島民が屢女眞の爲めに寇掠せられ、逃げて來る者が多いから、之れを禮州蔚山の近に居らしめ、戶籍に編入した。徳宗十甲に、島主が其子夫。於仍多郎を遣はし來貢した。

仁宗己未溟州道の首倉吏、李陽實、人を遣はし島に入り、菓、核、其他珍らしき草木を採つて獻じた。毅宗の丁丑王は其土地が廣く、土が肥沃であるを聞き、溟州(今の江陵)首倉吏、金柔立に命じて視察せしめ、其結果により一縣を爲さんとした。其の復命は、島に大山あり其頂きから東海岸まで一萬餘歩、西へ同じく一萬三千歩、南へ一萬五千歩北へ一萬餘歩、村落の廢墟七箇所、人家の礎猶殘存し、又石佛石塔鐵鐘等を見る、其土地岩石多く、人の移住に適せ

ずし、之れにより人を移住せしむるの議は寢んだ、此時代は、女眞が江原道沿岸に屢寇した時である、多分女眞の爲めに屠り殲され無人島になつたと思はる。

(其後、崔忠獻(明宗の時)も亦、本島の土地が肥へて居り、珍木、海錯等の多き事を聞き、本土より民を移し、無人島を有人島にしたが、後に本土との交通に、船が屢覆没して、多数の死者を出せしに由り、其民を悉く歸還せしめた。

元朝に臣となつて居つた、高麗人李樞等が、元帝に本島には、珍木奇獸多しと告げしにより、元より使を遣し、島に入り樹を伐つて上納せよと命じた。

高麗朝では、大に困つたが色々内議の上、海路最も險難なるのみならず、且つ貢進する丈の價值あるものなしと、陳情して責を免れた。

辛禱五年七月(後龜山天皇)倭武陵島に入り、留まること半月にして去る、この記事がある、此時代は朝鮮の南西を荒した倭寇が、漸く北にも向ひ、江原道沿岸威鏡道の最南部に寇し初めた時である、而して本島が有人島になつて居たのであらう。

四 李朝と鬱陵島

李朝太宗三年倭羽溪縣に寇す、同十三年流山國島人白加勿等十二名來り、高城羅津に泊す、言ふ予等武陵に生長す、其島内人戸十一、男女共六十餘人、今本島に移住す、此の島東より西に至る、南より北に至る皆一息、周圍八息、牛馬水田無し唯だ豆一斗を種ゆ二十石、或は三十石、麥五十餘石を出す、竹大椽の如く海錯果木皆有り……云々述べた、此時本人等の逃避を恐れて通州・高城・杆城等へ姑く分置した。

太宗十六年九月金麟雨を以て武陵等の處の安撫使す。是れば前戸曹判書朴智啓して曰く臣嘗て江原道都觀察使となる。聞く武陵島周圍七息傍に小島あり、其田可五十餘結入る所の路、纒に一人を通ず、並び行くべからず、昔し方之用なる者あり、十五家を率ひ入居す、或る時倭寇を爲す。其島を知れる者三陟にあり、請ふ之れをして往て見せしめん。王之れを可し乃ち三陟の人前萬戸金麟雨を召して事を問ふ。三陟の人李萬嘗て武陵に往きて還る、其島

の事を詳知す、即ち同人を召す。雨又啓して曰く、武陵島遙かに海中に在り、人相通ぜず、故に軍役を避くる者或は逃入せん。若し此島多く人に接せば、則ち倭終に入寇し此れに據つて江原道を侵さん矣。王之れを然りしし、麟雨を以て武陵等の處の安撫使を命じ、李萬を以て伴人とし、兵船二隻抄工二名引海二名火筒火藥及糧を給し、其島に往き其頭目人に諭し率ひ來らしむ。

同十七年二月、金麟雨于山島より歸る、土産大竹、水牛皮、生苧、綿子、檢模木等の物を獻ず、且つ居人三名を率ひ來る、其島の戸凡十五、口男女竝に八十六、麟雨の往還するや再び颶風に逢ひ僅かに其生を得て還る。于山武陵兩島の居人を刷出するの可否に付き、廷議を開き遂に刷出する事に決し、又金麟雨を遣はして兵船二隻江原道萬戸千戸中有能なる者を揀して同往せしむ。

同年八月倭于山、武陵に寇す。
世宗元年三月武陵于山の居住人を刷出し來る。其中に奴の元滿なる者謀つて同島に潜居せること發覺し、杖一百に處せらる。同島の男女五十七名を率ひ上京の途中、平山驛

にて糧絶へたるにより人を遣はし之れを救恤す。
同十八年六月、江原道監司聞啓して曰く、武陵島于山土沃多産東西南北各五十餘里、沿海四面石壁周回す、又船隻を泊するに可なる處あり、請ふ民を募り之れを實さん、仍ほ萬戸守令を置き長久の策をなさん王之れを允さす。
世宗七年十月、于山、茂陵の處の安撫使金麟雨本島避役の男婦二十人を搜捕し來り復命す。初め麟雨は兵船二艘を領して茂陵島に入る、船軍四十六名坐する處の一船風の爲め飄せられ去て向ふ所を知らず。王諸卿に謂て曰く、雨等二十餘人を獲て四十人を失ふ何の益かあらんや、此島は別に異産なし、逃入する所以のものは、専ら賦役を免るゝ爲めなり。禮曹判書啓して曰く、今此捕還逃民は請ふ律の如く論ぜん。王曰く此人他國に潜蹤するに非ず、且つ前に犯す所を許す旨を聲明す、罪を加ふべからず。兵曹に命じ忠清道内の遠き山郡に置き、三年を限りて復命すべし云々……。

世宗七年十二月、茂陵島に於て颶風したる船軍平海の人、張乙夫等日本國より回る。言ふ初め船軍四十六人一船に乗

坐し安撫使金麟雨に隨つて本島に向ふ、忽ち颶風起り船敗れ同船の三十六人は皆溺死す。我等十人小舢に移坐し漂ふて日本國石見州長濱に至り登岸す。飢困行くを得ず、匍匐五里餘、泉を得て水を飲む、遂に江邊に困倒す。一倭のり漁に因り來り見て率ひ歸る、一寺僧餅茶粥醬を與へ以て之れに食はしめ、領して順都老に赴く、順都老は我等の衣を見て朝鮮人なりと曰ひ、嗟嘆再三縷の衣袴を給し、留むること三十日、日に三供、頓て送るに臨み、大宴を設け饗饗を勸めて曰く、爾等を厚慰するは乃ち朝鮮殿下に爲す耳。行糧百石を給し人二十を差はし對馬に護送す云々。
世宗十九年正月、江原道監司へ傳言して曰く、丙辰の秋に卿が啓した、茂陵島を實して嶺東の藩籬をなさんとする云々の件に付ては、大臣をして議せしめしに、僉な曰ふ、此島陸地に遠く風水甚だ惡し、不測の患を踏むべからず。故に姑く其事を寢む。卿今又啓して曰ふ、此れを古老に聞くに昔に在て倭奴來り住む。連年嶺東を侵掠し肅然たり。予亦以爲らく、曩に倭奴陸梁して對馬島に居り、尙且嶺東を侵掠して咸吉道に至る。茂陵島に人無きの日久

し。今若し倭奴先づ據らば、將來の患亦未だ知るべからず。其の縣を置き民を徙す固より難し矣。每歲人を遣はして、或は島内を探り、或は土産を探り、或は牧場を作らば、倭奴亦以て大國の領地を爲し、必ず苟かに之れに據るの心を生ぜず。在昔倭奴來往の時は何の代なるや、若し人を遣はさんせば、風水順調なる日何の時何の月なるや。入歸の時、裝備の物、舟楫の數備に悉く訪問以て啓せよ云々。
世宗の二十年にも、蔚珍の萬戸南彰率外數百人を遣はして、大搜索を行ひ、金丸等七十餘人を俘にして歸つて來り、又た無人島となつた。之れは李朝に於て、倭寇の足溜にせられ、且つ島人が手引をする事を恐れた爲である。同島住民の氏名に、夫於仍多郎、白吉、金丸など日本式であるのは、注意すべきである。

成宗の二年に或人が、鬱陵島の外に三峰の山ある島が、其附近にあると告げしにより、朴宗元等を遣はして、實地視察せしめたが、風濤により其場所に至るを得ずして歸還した、其時に一行の船が鬱陵島に泊して、大鯰大竹を取つて進めたが、島中無人なりと復命した、別の島に云ふのは、

或は隱岐の島を見誤りたるものにして、三峯は太宰、横尾、時張の三山を指したるものならん。

五日 鮮所屬爭議

宣祖壬辰變後、或人同島に往き見しに、亦倭に焚掠せられ、復た人烟なし……あれも、大關秀吉の朝鮮征伐に、鬱陵島まで餘力を割きし事を聞かず、或は山陰筋の大名が、其處に乗じて攻掠したるものによ。

光海朝の七年倭の差舡(對馬の使のこし)が二隻、磯竹島の形勢を探りたい、其の島は慶尙江原の間に在り、し申出たが、朝廷が其猥越を惡んで、受けなかつた東萊府使朴慶業をして、答書を出さしめた……書いてある、答書の要領は、

磯竹島は、我國の鬱陵島の事で、輿地の記録に明かに載つて居て、麗末から方物を貢して居り、現在無人島にしてあるが、我が國の版圖なる事は明白である。此の島を横占せんとするは、撓越窺覘の心がある如く思はれ、隣好の道を破るに至る云々……已に梗概を悉くす、貴島宜しく、

翟然として改圖し、即時に解纜出發すべし、我國に貴國は、交通路只一路あるのみだ、(之れは、東萊を開き、貿易の中の一項となつて居る)丁度夫れは、人家の門戸のよふなもので此の門以外を通ふるものは、皆賊船を以て論ずる。沿海の鎮將は、唯官命の嚴守を知り、一切他を知らぬ、貴島も信義を守つて、有終の美をなすに努められたい。云々少しおこした、此の時代本島は日本人が大分雜居して居た事であるから對馬から外交上の駈引で一才探りを入れた事と思はる。

次に肅宗の十九年、馬島の太守平義信は、漂民二口を押還し書を禮曹に送つて曰く、

貴國の漁民、舟を本國竹島の極に行る、是れ到るべからざるの地也、故を以て土官詳しく國禁を諭す、今復た禁を顧みず、漁氓四十餘口往て竹島に入り、雜然漁採是れに由て、土官其漁氓二人安龍福、朴於屯を拘留し、質を爲し州司以て一時の證となす、我因幡の州牧、前後の事に連なり、狀を東都に馳報し、令を蒙る、漁民は弊邑に附送し、以て本土に還す、不佞思ふ、夫れ我が殿下泛しく、衆庶を愛す、

日 本件は只だ竹島の事を論ぜば足る、何爲れぞ以て、鬱陵の事を擧ぐるや。
洪 夫れを明にする所以は、我國にも又海禁嚴なればなり。

日 鬱陵島元は貴國の地たるを知る。壬辰後日本の占據する所なるもの、貴國の『芝峰類說』中にも之れ有るに非ずや。

朴再興(譯官の主簿)類說中誠には是れあらん、然れども、此れ大に然らざるものは、壬辰の亂日本の兵深く我境に入り、西は平安、北は咸鏡に至り大小沿海の都邑、皆亂兵の據る所なる、獨り鬱陵島のみならんや、則豈壬辰亂兵の占據する所なるを以て、言を爲さん乎、類說の論ずる所、援くべきに非ず、況んや文士一時の漫筆、何ぞ明證を爲すに足らんや。

日 ……………。

此の時、使は其返書の中より、百方鬱陵の文字を除かしめん計りたれど、結局能はずして歸つた、問答の中に援いた芝峰類說の記事は、左の通りである。

問の遠近無し、既往は咎めず、唯だ鴻庇により二漁氓故土に還るを得せしむ、此の事係る所細に非ず、兩國豈に無妄の禍を思はざらんや、速に改令を邊浦に加え、堅く禁條を制し隣陸悠久好事を一にせん、云々……。

此の時代には、本島は殆んど日本人で占めて居つたのであるから、大分腰強く出たものだ。
右に對する答書の要領は、

弊邦の海禁、至つて嚴制を嚴にし、海民を束して外洋に出づるを得ざらしむ、弊境の鬱陵島も、また遠遠の故を以て、任意往來を許さず、況んや其外をや、今此の漁氓は敢て貴界竹島に入り煩を致す、欽送隣好の義實に欣感する所、漁氓は獵漁を以て生理を爲す、或は遇風漂轉の患無からずして、海を越へて至り、深く入り法、痛懲に當る、今犯人を將ひて、律に依り罪を科せん。

此の回答文は、可成、事を好まぬ婉曲の外交振りが、朝鮮式に發露して居る。

是の時、接慰官、洪重夏東萊府に至り、答書を傳授す、洪は日本の使の問答左の如し。

近ごろ聞く、倭奴磯竹島に占據す、或は磯竹を謂ふは即ち、鬱陵島なり云々……。

同二十年(元祿七年)馬島の太守平義信、書を禮曹に奉り曰く、向きに貴國の漁民、往て本國竹島に入る者を回還せり、同箇に、鬱陵島の名あり、是れ曉るに難き所也、只冀ふ、鬱陵の名を除却せん事を云々……。

同二十一年(元祿八年)鳥倭橋眞重(對馬の家老)東萊に上書、竹島を以て、疑問を設く、四箇條。

同二十二年(元祿九年)馬島の奉行、平眞顯等六人書を我國の譯官、下、宗兩人に寄せ、竹島の事を論ず、其の一に、安龍福擅行の事を論ず、(此の安龍福は、前年鬱陵島から人質に約定以外の海道を通過したと云ふ、點に就いて)日本から逃捨ち申込んだ事を、指すのである)

此の時、朝鮮廟堂の議は——壬辰の役に懲りて居るからと思はる——一空曠の地を争ひ、邊境を開くは不可であるから日本の方へくれたら宜しからうと言ふのであつた、が獨り領相の南九萬は、疆土之れを祖宗に承く、縱令寸地も雖も、猥りに之を與ふべからず……と、強硬論を主張して、此の島、高麗之れを新羅に得る、我朝之れを高麗に得る、

高麗元々日本の地に非ず。

理義明白に、三段論法で回答し、爾來數回往復を重ねたが、事件は遂にウヤムヤに了つて仕舞つた。

此の交渉事件があつてより、李朝では武臣張漢相を遣し、往て島中を審按せしめて、以來毎年一回、官を派する事を定例とし、三陟の營將ミ越松の萬戸ミが、遞みに出張して、斧十五を島民に給し、竹又は木を伐り、土物若干を采り、朝に納めて信こした。

此の日鮮領土争議は、日本から火を起したものであるが、幕府の當局者が案出したものではなく、恐らく鳥取侯池田(?)から内申して國交手段に出で、對馬をして折衝の任に當らしめたものと思はれる、此の争議に付ては日本に於ても大分議論があつたらしく、貝原益軒の如きは、日本領を斷定した。本件の外交振を評すれば、日本の方はいつも乍ら、甚だ拙なやり方である、事實に於て日本の民を殖やし、役人をやり、施設を施して黙つて居れば、自然日本の領土なるべきを、却て小刀細工を弄して、朝鮮の名分をつぶす事に、仕懸けたから、失敗に了つたのである。

備て、右の安龍福の事であるが、同人は元々東萊で、倭館の小使か何か仕て居つて、日本語に通じて居つた、肅宗の十九年の夏、漁業をして居て鬱陵島に漂流し、日本人に捕へられ、日本五浪島(五島?)に入つた、(是より以下の文、餘りに芝居がかりであるが、李朝實錄に出て居る事項であるから、事實と思はる)龍福島主に曰ふには、鬱陵は我國を去る一日程(對馬より便風二日である)日本を距る五日程、是れが朝鮮領の證である云々、島主の智では、本人を屈すべからざるを知り、伯耆州に送つた、州の太守厚遇、銀幣を饋つたが、之れを受けずに、鬱陵島の日本領に非ざる事を抗

争した、太守遂に關白に稟して、書契を作つて之れを授けた、文に『鬱陵島日本の界に非ず』と乃て、本人を長崎島に送つた、長崎の島主(奉行?)は馬島の黨也、其の書契を見せよと言ふにより、龍福出して之れを示した所、奪て之れを還さず、本人を馬島に送つた。

馬島の主、偽つて關白の命に藉り、數々鬱陵の事を以て争ふ、其實關白の意では無い。

が朝鮮に來る時に、國家之れを待つ豊厚であるから、倭之に因りて來往止まぬ、是に至つて恐る、龍福が其の中間に立つて、甘い汁を吸ふて居る對馬の奸狀を發く事を、本人の牢因之れを久ふし、東萊に押送して、又た館に囚へ、前後九十日始めて放還した、龍福は其事情を、東萊府使に訴へたが、聞いて呉れなかつた。

其翌年、京城から接慰官(日本人接遇の官吏)が東萊に來たから、龍福が又た訴へたが、之れも取上げなかつた。

時に差倭索ねて至り將に釁を生ぜんとするが如く、國人之れを憂ふ(對馬から、鬱陵島問題で使が來た時の事、而して、外交政略に、兵隊でも來るよう宣傳したと見へる)而して、馬島の瞞する所たるを知らず、龍福憤る事甚しく、蔚山へ走つて、偶々、海邊の商僧雷憲等が、舟を繼するを見て、龍福之れを誘ふて曰く、鬱陵島は海菜頗る多く、

行けばもふけが多い、吾れ汝の爲めに其海路を導びてやるに價欣然之れに従ひ、遂に帆をあげ三晝夜にして鬱陵島に到着した、時に遇ま倭船東より到來した、龍福獨り前んで目を瞎らし憤罵して曰ふ、何故に我境を侵すや、倭對て曰く、本ミ松島に向ふ固より當さに去る也、龍福、追ふ

て松島に至り、又罵て曰く、松島は即ち芋山島、爾ち聞かずや、芋山も亦我境なりと、杖を墮して其の釜を碎く、倭大に驚いて走つた。

龍福轉じて伯耆州に至り、其狀を言ふ、太守悉く捕へて之れを治す、龍福乃ち詭つて、鬱陵島の監稅官と稱し、堂に墜り、太守と對等の禮を行ふた、而して大言して曰ふ、馬島は、日本と朝鮮の中間に介在して、常に矯誣の事多く、豈獨り鬱陵の事のみならずや、我國送る所の幣貨を、馬島が日本に轉賣するに當り、多く機詐を設く、米一斛は十五斗であるのに、馬島では七斗を以て斛として居る、布三尺一匹で受取つて置いて、馬島二十尺を以て一匹として居る、紙一束甚だ長いのを、馬島では之れを截つて三束に拵へる、關白は斯様な内情は知らぬから、我が爲めに一書を關白に達せよと、太守之れを許した、時に馬島の主父江戸に在り、之の事を聞いて大に懼れ、太守に請ふて曰く、書朝たに入れば、吾兒夕べに死す、子其れ之れを圖れと、太守歸て龍福に語て曰く、上書する勿れ、且つ速に馬島に歸れ、若し更に異を争ふ者あらば人を差し書を賣して來るべし。

龍福還つて襄陽に泊す、且つ伯耆に在る時、太守に呈するの文を獻し、以て證と爲す、前に諸の事に従ふ者に、一納供、龍福の言の如く異辭なし、是に於て倭復た書を萊府に抵して、誑すべからざるを知る。

謝して曰く、敢て復た人を遣はして、鬱陵島に至らしめざと、此の時の事、龍福に由て發かる、故に倭之れを疾む事甚しく、曩に龍福の日本に行くや、馬島を經由せずして行く、之れを罪と爲す、舊約に馬島より釜山に向ふ一路あり、以外皆之れを禁するの條文あるが故也。

乃て對馬から龍福の條約違反を、表向きに談じ込んで來たから、處分しなければならぬ事となり、朝議は、罪斬に當るとした、獨り領敦寧、尹趾完、領中樞、南九萬の二人は、之れを殺さば適き馬島の憤りを快とするに足る、且つ本人榮黜、碌々たる者である、宜しく留めて他日の用とすべしと、乃ち之れを流した。

其後問題はなかつたが、同島への日本人(主に島根縣人)の往來交通は絶へなかつた、明治維新の直前、高知藩が二艘の汽

六島の産物

魚類、海藻、殊に烏賊がよくまれる、昔は其名の如く滿山鬱翁と稱して、良材が多かつたが、大抵日本人が伐り盡して、今は殆んど無い、桐も自然生の大樹が山に豊富にあつたが、大抵日本へ持つて行つたこの事である、又香木(ビヤクダンと稱し、朝鮮人が祭祀の時焚くもの)も同島のものは、香りが高く、朝鮮第一と稱せられた。

古い書物には、同島の鼠は猫の如く大に、山猫は犬の如く大に、桃の核は餅の大きさ程大きいと出て居るが、皆誇大の言である。

猶此の鬱陵島の東方遙かの海中に蓬萊山と云ふ山、夫れは山海經に出て居る仙人の山で、風無くして波が百丈唯飛仙よく通ずと云ふ様な荒唐なる記述を信じて居る者が多かつた、北海道から北陸にかけ日本の領土が横はつて居る事を知つて居る者は李朝に於て僅かの數の學者であつた。

半島國であり乍ら海の智識に基た暗かりし事は朝鮮の發達せざりし一の原因でなくてはならぬ。

船を有して長崎に出張所を設け、國産の販賣をやつて儲けて居た、其出張所以後藤象次郎の指名で岩崎彌太郎が勤めて居た時、本島が非常によき大きな島である事を聞き、岩崎は例の冒險心むらむらと起き、同志の浪人四五十人を語らひ、同島を占領すべく、四五艘の小船に分乘して押掛けを行つて見た所、聞きしに違ひ、貧弱な小島なりしにより、同志は憤慨して岩崎を殺さんとしたが、愈くなだめて歸つて來た、其後も盛んに日本人が往來し、或は漁業を爲し、或は山に入り伐木し居たるにより、明治十六年に至り韓國から抗議を申込み、更に日本に於て、朝鮮領である事を認めたが、不相變日本人は仕事を止めなかつた。

光武二年(明治十年)同島の伐木權は、露西亞の手に歸し、同三十二年京城駐劄、露西亞公使は韓廷に迫り、同島の外國人居住を禁せしめ、同年日本公使館は韓國外部からの交渉により、同島日本人全部に、引揚を命じた、間もなく日露戦役となり、露國の巡洋艦ドミリー、ドンスコイが、吾が東郷元帥に追撃せられて、同島の傍の立岩の所で、擱坐破壊したのも因縁である。

柳川調情鮮朝

大それた企み兩班かつがれる
兩班の壺を開した門構へ
兩班の門牌だけに格を見せ
兩班の足地に垂れて驢馬が行く
鷹揚にされど兩班手鼻かむ

チヨンガーは油断のならぬ籠を提げ
ツルマキが出来てチヨンガー働かず
甲斐性もなく總角で年をとる
チヨンガーを追ひに籠箱立ちあがり
野遊びへチヨンガーも来る 蠅も来る

薬盛ることには醫生のいゝ度胸
黙々と醫生は今日も根をきざみ
薬名を醫生本草くつて見る
祈今日鳴りをひそめて醫生来る
神農の遺業の箱へカビが生へ

吠へられて喪笠静かに振りかへり
田甫道喪笠傾け行き進む

啞氣郎
巷頭子
天民子
同炎

巷頭子
宵灯炎
二葉里炎

巷頭子
秋外
秋樂
兵六炎

千流
窓扇子

一匹のビンデ家中かゆくなり
風呂へ来てビンデに惱む肌を見る
隅つこの一人ビンデに刺されたり

出稼ぎのパカチも入れて荷が出来る
厨房の間にパカチのころぶ音
薬水へパカチの順の待遠き
親の喪を見せる笠子は色をかへ
チヨンガ今日イブチャ冠つて見違へる
笠子もう傾いたまゝ酔つてゐる

南 京 島
右近
南史
風鈴坊
南史
沈殿子
宵灯
だるま
六羊
右近
和田民子
丸山對山子
久保田天南
今村蝶炎
高野宵灯
荒木吹竹
進藤南史
河原崎美郷
寺田沈源子
横山巷頭子

南山人社同人

再版に付て

△本書第一版盡きて二年、諸方よりの注文多く、著者の喜びは計算を度外して、第二版を發行することゝなつた。

△著述の仕事は苦みの樂しみである、特に朝鮮では書籍を刊行するのは容易の業で無い、特に本書の如き著述に骨の折れるものは慾得を離れた、物好きでなければ、出来ぬ仕事である。

△初版一千部の内、三百部は、人々に寄贈した、此代約一千圓は、朝鮮紹介としての奉仕である、猶又今に賣品の内、二百餘圓は代價を任拂はぬ向がある、結局日當として計算すれば、一日五十餘圓にしか當らぬ事となる。

△而も猶之れを敢てするのは、風來山人平賀源内が、戯作に手を染めた様に、自分はコンナ末技に、生き甲斐を求める外、途が無いからである。

△自分は、其朝鮮研究の末技に、晩年を費したから、落積も相當にあり、一千頁位のものなら、毎年一冊位は出し得るが、夫れが出来ない。

△別に儲けなくても宜いのであるから、一ケ年に三百部をまとめて買つて呉れる人があれば續いて出版が出来る。

△二版へは、前回に間に合はなかつた徳富蘇峰先生の序文を入れ、且つ寫眞版を多く増加した、又誤字を訂正した、其の非賣品としたのは、此書を朝鮮土産として、使用する向の多き爲である。

第一版 昭和三年八月二十日 發行
第二版 昭和五年六月廿二日 印刷
昭和五年六月廿六日 發行

著作兼 發行者 今村 鞆
京城府南米倉町二百五番地

印刷者 羽田 茂一
京城府蓬萊町三ノ六二・三番地

印刷所 朝鮮印刷株式會社
京城府蓬萊町三ノ六二・三番地

發行所 南山吟社
京城府黃金町二丁目百十二番地

著作權 所有



【非賣品】